

◆ 関係法令等

○ 東日本大震災復興基本法（抜粋）（平成 23 年 6 月 24 日法律第 76 号）

第 2 条 東日本大震災からの復興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

一 未曾有の災害により、多数の人命が失われるとともに、多数の被災者がその生活基盤を奪われ、被災地域内外での避難生活を余儀なくされる等甚大な被害が生じており、かつ、被災地域における経済活動の停滞が連鎖的に全国各地における企業活動や国民生活に支障を及ぼしている等その影響が広く全国に及んでいることを踏まえ、国民一般の理解と協力の下に、被害を受けた施設を原形に復旧すること等の単なる災害復旧にとどまらない活力ある日本の再生を視野に入れた抜本的な対策及び一人一人の人間が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができるようにすることを旨として行われる復興のための施策の推進により、新たな地域社会の構築がなされるとともに、21 世紀半ばにおける日本のあるべき姿を目指して行われるべきこと。この場合において、行政の内外の知見が集約され、その活用がされるべきこと。

二 (略)

三 被災者を含む国民一人一人が相互に連帯し、かつ、協力することを基本とし、国民、事業者その他民間における多様な主体が、自発的に協働するとともに、適切に役割を分担すべきこと。

四 (略)

五 次に掲げる施策が推進されるべきこと。

イ 地震その他の天災地変による災害の防止の効果が高く、何人も将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりを進めるための施策（以下略）

第 3 条 国は、前条の基本理念にのっとり、21 世紀半ばにおける日本のあるべき姿を示すとともに、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針（以下「東日本大震災復興基本方針」という。）を定め、これに基づき、東日本大震災からの復興に必要な別に法律で定める措置その他の措置を講ずる責務を有する。

第 4 条 地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、かつ、東日本大震災復興基本方針を踏まえ、計画的かつ総合的に、東日本大震災からの復興に必要な措置を講ずる責務を有する。

第 5 条 国民は、第二条の基本理念にのっとり、相互扶助と連帯の精神に基づいて、被災者への支援その他の助け合いに努めるものとする。

○東日本大震災からの復興の基本方針（抜粋）

（平成 23 年 7 月 29 日決定、平成 23 年 8 月 11 日改定東日本大震災復興対策本部）

2 復興期間

被災各県の計画を踏まえ、阪神・淡路大震災の例も参考としつつ、復興期間は 10 年間とし、被災地の一刻も早い復旧・復興を目指す観点から、復興需要が高まる当初の 5 年間を「集中復興期間」と位置付ける。また、一定期間経過後に事業の進捗等を踏まえて復旧・復興事業の規模の見込みと財源について見直しを行い、集中復興期間後の施策の在り方も定めることとする。なお、福島における原発事故から深刻な影響を受けた地域への対応については、原子力損害賠償法、原子力損害賠償支援機構法案の執行状況等を踏まえつつ、事故や復旧の状況に応じ、所要の見直しを行うこととする。

3 実施する施策

国は、国家的な危機である東日本大震災を乗り越えて復興を実現し、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会を構築するため、被災者及び被災した地方公共団体の意向等を踏まえつつ、各府省一体となって、以下の施策を実施する。

(イ) 被災地域の復旧・復興及び被災者の暮らしの再生のための施策

(ロ) 被災者の避難先となっている地域や震災による著しい悪影響が社会経済に及んでいる地域など、被災地域と密接に関連する地域において、被災地域の復旧・復興のために一体不可分のものとして緊急に実施すべき

施策

(ハ) 上記と同様の施策のうち、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための施策

4 あらゆる力を合わせた復興支援

(3) 事業規模と財源確保

① 事業規模

平成 27 年度末までの5年間の「集中復興期間」に実施すると見込まれる施策・事業（平成 23 年度第 1 次補正予算等及び第 2 次補正予算を含む）の事業規模については、国・地方（公費分）合わせて、少なくとも 19 兆円程度と見込まれる。また、10年間の復旧・復興対策の規模（国・地方の公費分）については、少なくとも 23 兆円程度と見込まれる。

なお、この規模の見込みには、原則として、原子力損害賠償法、原子力損害賠償支援機構法案に基づき事業者が負担すべき経費は含まれていない。

② 財源確保に係る基本的な考え方

復旧・復興のための財源については、次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合うことを基本とする。

③ 「集中復興期間」中の復旧・復興事業に充てる財源の確保

5年間の「集中復興期間」中の復旧・復興事業に充てる財源は、平成 23 年度第 1 次補正予算等及び第 2 次補正予算における財源に加え、歳出の削減、国有財産売却のほか、特別会計、公務員人件費等の見直しや更なる税外収入の確保及び時限的な税制措置により 13 兆円程度を確保する。

税制措置は、基幹税などを多角的に検討する。また、与野党間の協議において、平成 23 年度税制改正事項について合意が図られる際には、改正事項による増収分を復旧・復興財源に充てることも検討する。

④ 復旧・復興事業に充てる財源確保の道筋とその使途の明確化

先行する復旧・復興需要を賄う一時的なつなぎとして発行する復興債については、その発行のあり方について十分検討するとともに、従来の国債とは区分して管理する。その償還期間は、集中復興期間及び復興期間を踏まえ、今後検討する。

時限的な税制措置は、償還期間中に行い、その税収は全て復興債の償還を含む復旧・復興費用に充て、他の経費には充てないことを明確化するため、他の歳入とは区分して管理することとする。

⑤ 今後の進め方

上記に基づき、平成 23 年度第 3 次補正予算の編成にあわせ復興債の発行及び税制措置の法案を策定し国会に提出することとする。

また、税制措置の具体的内容については、8月以降、本基本方針を踏まえ、税制調査会において検討し、具体的な税目、年度毎の規模等を組み合わせた複数の選択肢を東日本大震災復興対策本部に報告した上で、政府・与党において改めて検討を行い、同本部において決定する。この本部における決定にあたっては、平成 23 年度税制改正と併せて与野党間の協議を呼びかけ、合意を目指す。

(注) 上記の税制調査会における検討に当たっては、歳出削減及び税外収入の増収により確保される財源を 3 兆円程度と仮置きして進める。

また、「確認書」（8月9日民主党・自由民主党・公明党幹事長）において、「平成 23 年度第 1 次補正予算における財源措置として活用した年金臨時財源については、第 3 次補正予算の編成の際に、復興債で補てんすることとし、そのための財源確保策と併せて、各党で検討する。」とされたことを踏まえ、年金臨時財源 2.5 兆円を復興債で補てんするための償還財源について、上記③の復旧・復興事業の財源に加算した上で検討する。

⑥ 地方の復興財源の確保

今後の復旧・復興に当たっては、国費による措置を講じてもなお、地方負担が地方債の償還や地域の実情に応じた事業を含めて生じることを踏まえ、上記のとおり国・地方（公費分）合わせて少なくとも 19 兆円規模の施策・事業に充てる財源を確保するとともに、あわせて、地方負担分について地方交付税の加算を行う等により確実に地方の復興財源の手当てを行う。

○ 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（抜粋）（平成 23 年法律第 117 号）

第 1 条 この法律は、東日本大震災（略）からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法第 2 条に定める基本理念に基づき平成 23 年度から平成 27 年度までの間において実施する施策（以下「復興施策」という。）に必要な財源を確保するための特別措置として、財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入れ並びに日本たばこ産業株式会社及び東京地下鉄株式会社の株式の所属替等の措置を講ずるとともに、復興特別所得税及び復興特別法人税（以下「復興特別税」という。）を創設するほか、当該財源についての公債の発行に関する措置等を定めるものとする。

第 9 条 居住者又は非居住者に対して課される平成 25 年から平成 49 年までの各年分の所得税に係る基準所得税額には、この法律により、復興特別所得税を課する。

第 13 条 個人に対して課する復興特別所得税の額は、その個人のその年分の基準所得税額に 100 分の 2.1 の税率を乗じて計算した金額とする。

第 43 条 法人の各課税事業年度の基準法人税額には、この法律により、復興特別法人税を課する。

第 45 条 （略）「課税事業年度」とは、法人の指定期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後三年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度をいう。

第 48 条 復興特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額に 100 分の 10 の税率を乗じて計算した金額とする。

○ 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成 23 年 12 月 2 日法律第 118 号）

第 1 条 この法律は、東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法第 2 条に定める基本理念に基づき平成 23 年度から平成 27 年度までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として個人の道府県民税及び個人の市町村民税の均等割の標準税率について、地方税法の特例を定めるものとする。

第 2 条 平成 26 年度から平成 35 年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、均等割の標準税率は、地方税法第 38 条の規定にかかわらず、同条に規定する額に 500 円を加算した額とする。

2 平成 26 年度から平成 35 年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、均等割の標準税率は、地方税法第 310 条の規定にかかわらず、同条に規定する額に 500 円を加算した額とする。